

筆界特定をした旨の掲示

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知は、同条第2項の規定により掲示する。

令和7年3月24日

津地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第5号
対象土地	四日市市生桑町字桑花158番25
	四日市市生桑町字桑花158番24

2 関係人の氏名又は名称

早川ソノエ

3 通知すべき事項

- (1) 筆界特定をした旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する